

《令和元年 12 月定例会 討論（令和元年 12 月 16 日）》

〈要旨〉

- ・ 議会の議員及び市長はじめ特別職の職員の期末手当の支給割合増額について
- ・ 地域自治協議会について
- ・ ならやま屋内温水プール他 2 施設の 65 歳以上の使用料改定などについて

〈会議録〉

無所属の林 政行です。

議案第 118 号 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正について、議案第 120 号 奈良市体育施設条例の一部改正については意見を付して賛成し、議案第 161 号 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正については反対し、残余については賛成し、討論させていただきます。

最初に、議案第 161 号 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部改正については、同時期に奈良市体育施設条例の一部改正で 65 歳以上の方々に負担を求める中、国家公務員の給与改定に準じて本市の議会の議員及び市長を初め、特別職の職員の期末手当の支給割合を増額するのでは、幾ら人事院勧告があるといっても市民に到底説明が付きません。また、これらを提案するに当たり、人事院勧告に従うのではなく、奈良市が現在直面する財政状況も鑑み、特別職の報酬等の改定に当たっては、第三者の客観的な立場から判断を仰ぐべきであり、奈良市特別職報酬等審議会の答申を受けて提案すべきものと考えます。

そして私は、ことし 3 月定例会において、議員報酬 10%削減の提案者として、その提案説明で、特別職の職員並びに一般職の職員給与を大幅に減額する議案が提案される中、市の収支不足に当たっては徹底した行財政改革をしていかなければならず、議員だけが保身されるべきものであってはならないことはもちろんのこと、先頭に立って改革していくには、市長など特別職は、一般職の削減率以上を削減し、政治家としての姿勢を示していかなければならないと発言し、この考えは現在も変わっていません。よって、単なる議員や特別職の期末手当を改定する議案第 161 号については反対します。

次に、議案第 118 号 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正についてです。

地域自治協議会の意義、また、地域自治協議会を条例に位置づけることによる意義も一定理解できるものであります。しかしながら、地域自治協議会は、スムーズに運営できるところとそうでないところなど、立ち上げている各地域によって地域差が出るだけでなく、立ち上げの有無によってもさらなる地域差が出てきます。この地域差は、地域の特色による地域差というよりは、市民にとって日常生活にも直結する地域格差のようなものでもあります。

持続的発展が可能な住みよいまちづくりにするためこの条例を制定されていますが、行政は、地域自治協議会を進めていくことにより地域差が出ることは認識しているかと思いますが、それは地域が選択したことだから仕方がないということではなく、その地域差を埋めるよう最大限努めなければなりません。最大限努めるということは、地域自治協議会を立ち上げている地域の中でも、ともすれば1年間で地域差が出てくる状況を考えると、既に地域差を埋める策を考え、講じられるようにしていなければなりません。

また、後継者不足やなり手不足で取り組みたくても取り組めないなどで、地域自治協議会を選択しない地域や選択できない地域も出てきます。それらの地域には、地域自治協議会にかわる新たな代替策を考え、少しでも地域差を縮めるよう努めることも重要です。開いた地域差は簡単には取り戻すことはできません。だからこそ行政は、「先行している地域の状況を見て判断してほしい」ではなく、また、「地域の方々がこう言っているから」でもなく、もっと各地域に入り込んで分析し、その緻密な分析のもと必要性を訴え、理解を求めていくべきであります。

そして地域の人手不足解消の話もありますが、地域自治協議会を立ち上げれば解消するという簡単なものではなく、地域自治協議会所属の一人一人が知恵を出してようやく成果があらわれるかとも思います。このことは、現実問題として、今も地域の皆さんが行っていることでもあります。

地域自治協議会の要綱等を先行し、既に立ち上がっている地域の現状を鑑みると、もう後戻りができない状況です。地域差など、これら私が懸念する全ての事項に対して、地域自治協議会をこれから進めていかれる市長は、覚悟を持って不断に取り組み、持続的発展が可能なまちづくりを地域全体に広げられることを要望し、この条例に賛成します。

最後に、議案第120号 奈良市体育施設条例の一部改正についてです。

奈良市が現在直面する財政状況において、これまでのような65歳以上への優遇施策を継続した場合、市の財政状況はさらに悪化し、その負担は将来の子や孫の世代に転嫁され、将来世代に現役世代のツケを押しつけるような財政運営になってしまうこともあり、一定理解できるものでもあります。

公の施設について市民に応分の負担を求めていくためには、使用料の算定方式を、維持管理経費や人件費などを算定し、それらに見合う受益者負担の考え方などの根拠を明確にした上で、市民にわかりやすく説明し周知を図る必要があります、それぞれの施設においても十分な説明ができるよう、職員一人一人が市民やその利用者に公の施設の考え方について理解を深めることが求められています。

しかし、公の施設の使用料については、現在、市として統一的な考え方に基づいて設定されておらず、個別の施設ごとに検討、設定されている状況であります。今定例会提出の奈良市体育施設条例の一部改正については、その典型例とも言えます。

これらの状況を踏まえて、負担の公平化を図り、市民から理解を得られる使用料とするためには、公の施設の使用料について、当該施設の利用により提供されるサービスが日常生活

上で必需的かどうかの必需性と、民間でも提供されているものかどうかの市場性といった施設の特性や市外居住者の負担のあり方の観点などから、当該施設に係る人件費も含めたフルコストをベースに、受益と負担の適正化に向けて点検、精査し、必要に応じて改定することが重要であります。

これらを行うには、公の施設の受益と負担の状況をフルコストで把握し、施設の性格やサービスの内容に応じて、施設の運営に係るコストの一定割合を利用者、受益者に負担していただくという統一的な考え方を取りまとめる必要があります。今後は、この考え方に基づいて経費削減や目標数値を設定して、利用者数、利用率増加を図った上で施設ごとの負担状況の点検や精査を行い、他都市の使用料水準等も勘案の上、必要に応じて料金改定を行わなければなりません。他都市では、第三者の意見も取り入れ、公の施設に係る受益者負担のあり方についての方針を明確に打ち出しています。他都市と同様に、市は、公の施設に係る受益者負担のあり方についての方針を早急に取りまとめることを要望します。

また、これらを取りまとめることでそれぞれの公の施設の立ち位置が明確となり、他の自治体の例を鑑みると、ならやま屋内温水プールは、公共性、公益性が高いと位置づけられると考えます。今回の提案では、ならやま屋内温水プールについても使用料の改定がされ、負担を求めており、所管課は維持管理費のためと説明しています。現在の状況を十分鑑みて条例改正等の提案をしているはずですので、現時点での考えは存続の方向かと憶測しますが、総合福祉センター内にあるならやま屋内温水プールのこれまでの経緯や設置目的から、障害者にとって必要不可欠な施設であります。改めてならやま屋内温水プールの存続と総合福祉センターの改修を要望し、この条例に賛成します。

以上で私の討論を終わります。ありがとうございました。